

日暖水 一九七二年六月二十二日晴

六月廿五日第一號發兌

六月廿五日第一號發兌

**初號目錄題辭加藤重三郎**大審院長  
**尾崎忠治**文舉博士  
**中村正直**文學博士  
**澤田俊三**法學士  
**人米奈知泉**法學士  
**奥田義**法學士  
**朝比奈知泉**法學士  
**論說**人  
**詒説**來奈  
**詞**朝比奈知泉  
**三明文二推錄七能**人  
**四行**來奈  
**三言**豈然居

**古洋服** 御拂ノ節ハ御報次第速ニ罷出精々高價ニ  
申受候  
神田表神保町七番地

**越後屋庄五郎**

らずや我輩は彼の郵便船の保護を見て之を断する者なり抑も我政府は運輸交通の要を重んずるものにして前年三菱會社タ郵便汽船の業と營み居りしがども之を足らすとして更に共同運輸會社に保護を授けて航海を営屬せしに屬らずも兩社の大競争と爲りしかば是れハ以ての外の事なりとて乃ち仲競と謀り三菱會社は所有の船舶その他の資産を五百萬圓又共同は同じく六百萬圓に評價して雙方より抽出を合して一の新汽船會社を生じたるは即ち今の日本郵船會社是れあり、是れより先に政府は郵便公用の報酬として三菱會社へ毎年金二十

達と引受けざればとて取締の實際に益するなきは辨ずるにも及ばず今日は既に之を喋々する者もなき由あれども尙ほ此改革法の賛成者が専ら主張せる所は利益の一點にして從來新聞社が私の工風を以て様々に配達したる其配達を局の專權に歸するときは一年に二三十萬圓の收入を増す可しとして目的とする所は單に局の會計に在りと云ふ此說決して非難す可らず總て事業の公私を問はず最第一の要は會計の當否に在るが故に郵便局にて毎年の出納と調查し苟も支出を減じて收入を増す可行方案を得たならば之を實施すること會計の巧なるものあれば我輩は毫も之を非難せざるのみか却て大に賛成する所ありと雖も凡そ何等の事業にて先其支出收入を増減するの議に當り注意す可きハ釣合の一事にして出納の各部分に偏重偏輕の病なき限りは大抵の處まで成る所は滑に事の行ひるものなりへば家道不如意にして儉約を行へんとするときも父母を始め兄弟姉妹同様に衣食すれば其衣食は假令へ粗末にても苦情を聞くことなしと雖も儉約の中に在りながら子供の孰れ又厚くして孰れに薄しなどありては忽ち其家に風波の起らざるはなし今人事の此邊より立言して郵便局が其收入を増そが爲めに新聞紙の配達權を専有せんとするは果して其會計の各部分に偏重偏輕の病なきやと尋るときは

近來道路に風聞する郵便法の改革に日本國中都部發行の新聞紙配達を郵便局の一手に引受け發行所より三里以内の配達と發行者に許のみにて他は必ず局に依頼するの法を設く可しと云ふ蓋し其理由たる最初の程は取締云々の説と耳にしたるまどもありしかども是れ

時事新報編輯局にて御送付額下度候  
時事新報定價  
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞  
送料廣告料ハ左ノ如シ  
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓  
〇一箇年前六圓  
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ運送スルモノニ限り右足價ノ外ニ一箇  
月二十六錢ノ送料ヲサムタ  
時事新報廣告料前金

時事新報の編輯に関する書信にして往々社員へ宛て御送致の向先有之候得共死名の社員不在れ事ありて折角の報道も其用と爲さると寡からざれば斯る書信は一切

五萬圓の保護を與へて用を辨じたり志が日本郵船會社の起るに及んで航路の三菱の時代に比して大に變化をしたことなきも狗はらず補給金は二十五萬を三倍半にして八十八萬圓に増したるこそ政府の英斷あれ、政府の保護いよ／＼厚ければ會社の利益もいよ／＼固くして其株式の價は次第に騰貴し正價一株五十圓のものが七八十圓の間を上下して今日に於ても七十二三圓を下りたることなし故に初先三菱共同が自家の資産と評價して五百萬圓に付ては二百萬圓を加へて七百萬圓の價を生し六百萬圓には二百四十萬圓を附して八百四十萬圓となりさり本來政府が郵船會社に特別に保護を授るは會社の營業損益相償はずして速も自立にては郵便の公用と辨ずること能はず、左りとは公共の便利と缺で不都合なりと云ふ所より遞信省支出の一部分として右の補給金を渡すことならんに會社營業の眞面目は必ずしも夫れはと難澁にあらず其明證は株の價の正價に超過を見るを見て知る可し正價五十圓の株式が五十圓も止まるは營業の損益相償みて株主に至當の利益ある印にて其價が是れより以上に上るときは其上の丈けは即ち營業上期する所の外に餘計の利益あると示すものあり左れば今日本の日本郵船會社の營業は最初期したる所よりも利を得ること多くして其徵候、株式の價に現はれ正に四割餘に上りるものあれど斯る盛運なる會社に尙ほも補給と厚くするは富めるに次ぐの嫌な況みあらざるが如し

等しく遞信省中の會計にして一方の郵船會社に向ては其保護の厚きこと斯の如くにして他の一方の新聞社に臨んでハ僅々二三十萬圓（此計算も固より未定にして實際は必ず少額なる可否と臆測す）の收入と増すが爲めに其配達法を換東せんとするの風聞あり若し此風聞を玄て實あらしめんには我輩の同省の支出收入又偏重難を催はしたらば新に收入を工風するよりも先づ其支出を減ずるの策を施さんと欲するものなり今試に郵船會社の補給金八十八萬圓を減して七十萬圓と爲したらば株式の價は必ず之に應じて少しく下落するまとあらまに七十三圓のものが六十圓にまで下るとせんか尙ほは正價に比して十圓の差あるが故に補給金を減ずるみると又十萬圓又五萬圓と次第に之を試みて可なり詰り其方法は如何やうにても苦しからず政府が會社に對する恩惠は厚かるに次ぐにあらず唯株主をして郵便公用の爲めに損害を被らしむることあれば夫れにて不義理なしと覺悟を定め五十圓の株を五十圓に在らしむるまでに補給を減じたば毎年二三十萬圓の餘財と見るは甚だ易きもとにして會社の株主に於ても一層の苦情ある可らず然るゝ些々たる新聞紙配達の事などに着手して新聞社の難堪は勿論、全國各地方にある取次賣捌人の衣食と失はしめ以て實際に兎東なれど收人と期するものあれば之と改ること難じとの說あれども會社創立ヶ如き我輩は窮に其得策ならざるを恐るゝものなり或は云ふ遞信省と郵船會社との間には既に條約の存する等の衣食と失はしめ以て實際に兎東なれど收人と期するたることなれば事の要用に追れば改む可らざるの性質たるゝと謂へたるものに非ざるや明かり故に我輩の議論は必ず

○新皇居の御模様 同皇居内部は御飾附は未だ全備に至らざるよしにて目下着手中ありと尤も全備に至りたるは後席の間にて天井の總て茶色のツヤレ錦に草木花卉を織出玄東西二方は綠赤色の純子に古代は模様を彩織し他の二方に硝子戸ありて其腰戸の羽目に金銀もて竹に兎の象眼あり席の正面又三箇の姿見鏡を掛け何れも額縁は總金にて花模様と描き出し中央の鏡が長さ一丈幅五尺にして左右の兩鏡は各長さ八尺幅四尺とす又間の中央には洋白石を以て彫刻せる人形ありて其四隅には六七寸位もある最と美麗なる寶石を飾り臺の四足に黃金製の獅子頭を附せり其他各室中に安排する數十脚宛の椅子は綠赤の純子を張り左右運轉自在にて綠より足に至るまで金色眩然たり又中空に在る四基の電燈ハ何れも三十八點の小燈を連環し目を驚かすの外あく其他調見所は御間内より入側迄を合せ百八十餘坪ふして板の間は黒檀朝鮮樟如瞬目、極のピンか花欄杯の寄木張と天井は總金塗に古代模様を顯はし正面一方小燈四十點を連環せる電氣燈二箇あり間中は橢圓形に毛氈を敷き何れも光彩眼を賜し其高尚美麗なること紙筆の寫し出を所に非ずと云へり

○清國財政の困難 支那は近時長夜の眠を撲滅し費用を惜しごて文明の利器を採用し海陸軍の擴張に銳意なれども一方に於て非常の財政の困難を感じたるが如志折着の支那新聞に曰く今日支那戸部官吏は國庫の欠乏を憂へ之ヲ挽回に從事せりそも清國が財政困難の有様を呈出するに至りしは昨年より黄河修復のため莫大の金錢を費やせしと清帝大婚の川底に大金を要せし二

○東京府令第二十五號  
明治十九年(三月)當廳甲第二十七號布達西洋形船航海及碇泊記事差出方ノ件ヲ廢止ス  
明治廿一年六月廿六日 東京府知事男爵高崎五六  
○警視廳告示第十五號  
傳染馬病左ノ通り通知アリ馬匹飼養者ハ此際豫防方注  
意スヘシ

埼玉縣埼玉郡須影村 一頭 類似炭疽患病  
栃木縣芳賀郡上根村 同 皮疽病  
同縣下都賀郡國分村 同  
千葉縣香取郡奈土村 同  
明治廿一年六月廿六日 藝視總監子爵三嶋通庸

○警察令 去る廿二日の本欄に掲載する警察令第八號中第六行一條の上に第の字を脱(又第七條中指取は指乳の誤りなりと昨日の官報に是正せり

すしも今月今日郵船會社の補給金を減す可否と迫るに  
あらず且政府の保護を被るものは獨り郵船會社のみな  
らず他に同様の種類多しと雖も今回新聞配達の事ハ遙  
信省に關して郵船會社の事と恰も其處を共にするの狀  
あるが故にたまゝ之に論及し若しも同省の會計に切  
迫の事情あらば先づ其支出中の大なる郵船會社の補給  
金に着手して然る後よ他の部分に及ぼし様々新收入の  
策と講するも亦妙ならんと事の前後絶急に就て一言を  
呈するのみ